

委託業務（設計・測量等を含む）における 最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

1 最低制限価格制度とは

本市では、適正な契約の履行の確保や事業者の健全な経営環境の確保を図り、履行に必要な経費が適正に反映された金額で契約を締結するため、一部の業務（種目）において最低制限価格を設定しています。最低制限価格が設定された案件においては、あらかじめ設定した最低制限価格を下回る金額で入札を行った者を一律失格とします。

2 最低制限価格の算出方法

最低制限価格は次の2つの算出方法区分のうちいずれかを適用しています。最低制限価格を適用する契約案件については、契約案件ごとに公告等で算出式又は率のいずれを適用しているか示しておりますので、御確認ください。

区分の考え方	算出方法区分
積算基準に基づき設計している案件	算出式
積算基準以外で設計している案件（参考見積等）及び複数種目を一つの設計としている案件	率

また、それぞれの算出方法については次のとおりです。

算出方法区分	算出方法詳細
算出式	業務（種目）ごとに定められた算出式（別表参照）と契約案件ごとに設定する予定価格算出の基礎とした設計書等に記載された対応する費目を乗じて算出した額（70%から85%までの間）
率	契約案件ごとに設定する予定価格に設定率（80%）を乗じた額

【別表】

対象業務（種目）	最低制限価格算出式
公園緑地等管理	直接業務費×1.00+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.55+一般管理費等×0.55
建築設計（監理を含む）	直接人件費×1.00+特別経費×1.00+技術料等経費×0.60+諸経費×0.60
設備設計	直接人件費×1.00+特別経費×1.00+技術料等経費×0.60+諸経費×0.60
土木設計 ^{※1}	直接人件費×1.00+直接経費×1.00+その他原価×0.90+一般管理費等×0.48
造園設計 ^{※1}	直接人件費×1.00+直接経費×1.00+その他原価×0.90+一般管理費等×0.48
建設コンサルタント等の業務 ^{※2} （補償コンサルタントのみ）	直接人件費×1.00+直接経費×1.00+その他原価×0.90+一般管理費等×0.45
測量	直接測量費×1.00+測量調査費×1.00+諸経費×0.48
地質調査	直接調査費×1.00+間接調査費×0.90+解析等調査業務費×0.80+諸経費×0.48

^{※1} 土木設計及び造園設計については、「直接人件費」と「直接経費」を合わせて「直接原価計」と

表記している案件があるため、その場合は「直接原価計」に1.00を乗じます。
※² 建設コンサルタント等の業務のうち、土地家屋調査は、率のみの適用です。

なお、電子入札案件の場合は、上記の最低制限価格にランダム係数（電子入札システムにより1.0000から1.0050の範囲内で無作為抽出される数値）を乗じた額が最低制限価格となります。

3 低入札価格調査制度

本市では、法令により最低制限価格制度が適用できないWTO政府調達協定対象契約において、低入札価格調査制度を適用しています。あらかじめ設定した調査基準価格を下回る金額で入札を行った者について調査を行い、契約の内容に適合した履行がされないおそれのある場合等には、当該入札者を落札者とししない制度です。現在は、最低制限価格制度対象業務（種目）にのみ適用されます。入札後、調査基準価格を下回ったことが判明した場合は、調査資料提出の要請及びヒヤリングを行いますので、御協力ください。

4 その他

制度の詳細につきましては「ヨコハマ・入札のとびら」にある「入札・契約関係規定」（<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>）から下記の規定を御確認ください。

- ・ 横浜市委託契約に係る最低制限価格取扱要綱
- ・ 横浜市委託契約に関する低入札価格取扱要綱

【お問い合わせ先】

横浜市財政局契約第二課

電話：045-671-2186